

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

○ 福島県監査委員
監査公表三件

福島県監査委員

監査公表第16号

令和2年3月27日監査公表第9号により公表した監査結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和2年9月25日

福島県監査委員 勅使河原 正之
福島県監査委員 佐久間 俊 男
福島県監査委員 佐 竹 浩
福島県監査委員 高 橋 宏 和
2 財 第 4 9 8 号
令和2年5月29日

福島県監査委員 勅使河原 正之
福島県監査委員 佐久間 俊 男 様
福島県監査委員 佐 竹 浩
福島県監査委員 菅 家 惣一郎

福島県知事 内 堀 雅 雄 閣

行政監査に係る措置状況について(通知)

令和2年3月13日付け元福監第283号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

(別紙)

行政監査の結果に係る措置状況について

- 1 監査対象
マイナンバーの利用等に関する事務について
- 2 所見及び措置の状況について

監 査 委 員 所 見	措 置 状 況
第3 監査委員意見	

1 マイナンバーの利用状況について

(1) 情報連携の対象となる事務手続は、全て情報連携を活用し、添付書類を省略することが基本とされているが、マイナンバーを入手し、情報連携は行わずに添付書類の提出を求めている事務については、情報連携に向けた取組を推進するとともに、事務手続の申請者に対して、十分な説明を行うことが望まれる。（障がい福祉課、児童家庭課、県北保健福祉事務所、南会津保健福祉事務所、相双保健福祉事務所）

(2) 情報連携の対象となる事務手続であるが、マイナンバーの入手は行わず、添付書類の提出を求めている事務については、情報連携に向けた取組を推進するとともに、事務手続の申請者に対して、十分な説明を行うことが望まれる。（職員業務課、障がい福祉課、県北保健福祉事務所、南会津保健福祉事務所、相双保健福祉事務所）

2 マイナンバーの利用に関する周知について

(1) 利用事務のうち情報連携が行われていない事務については、その原因や対応状況について、広く県民に対する周知を実施されたい。（職員業務課、障がい福祉課、子育て支援課、児童家庭課、県北保健福祉事務所、南会津保健福祉事務所、相双保健福祉事務所、いわき地方振興局）

（障がい福祉課、児童家庭課、県北保健福祉事務所、南会津保健福祉事務所、相双保健福祉事務所）

「障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する事務」については、事務手続の申請者に対して十分な説明を行うためのチラシ等作成について検討するとともに、福島県特別障害者手当等事務取扱要綱に定める認定請求書様式について、個人番号記入欄の目的や省略可能となる添付書類を注意書きへ追記するなどの改正について検討する。

またそれ以外の事務についても情報連携の活用に向け、現状の課題を分析している。

（職員業務課）

児童手当の支給に関する事務については、令和2年5月19日に通知し、情報連携が行えない原因や対応状況について通知している。なお、認定に必要な所得情報がすべて情報連携で取得できるよう国に確認しながら、情報連携の導入を検討する。

（障がい福祉課、県北保健福祉事務所、南会津保健福祉事務所、相双保健福祉事務所）

「障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する事務」については、事務手続の申請者に対して十分な説明を行うためのチラシ等作成について検討するとともに、福島県特別障害者手当等事務取扱要綱に定める認定請求書様式について、個人番号記入欄の目的や省略可能となる添付書類を注意書きへ追記するなどの改正について検討する。

またそれ以外の事務についても情報連携の活用に向け、現状の課題を分析している。

（職員業務課）

児童手当の支給に関する事務については、令和2年5月19日に通知し、情報連携が行えない原因や対応状況について周知を行った。

（障がい福祉課、子育て支援課、児童家庭課、県北保健福祉事務所、南会津保健福祉事務所、相双保健福祉事務所）

「障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する事務」については、事務手続の申請者に対して十分な説明

- (2) 関係事務のうち法定調書作成事務について、「報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書」の作成対象となる「同一人に対するその年中の支払金額の合計額が5万円を越えるもの」以外の事案についても、マイナンバーを入手し保管している事例が複数機関で確認されていることから、法定調書作成事務に係るマイナンバーの取扱いについて、関係機関に対して年間を通じて継続した周知が図られるように検討されたい。(職員業務課)

3 マイナンバー情報の管理について

- (1) 関係事務のうち法定調書作成事務について、保有している特定個人情報情報を的確に把握できるようにするため、一覧表等を作成し管理することについて検討されたい。
(障がい福祉課、相双保健福祉事務所、障がい者総合福祉センター)
- (2) 関係事務のうち法定調書作成事務について、特定個人情報を含む書類の保存期間が明確でないものについては、関係法令等に基づいた適切な保存期間を設定し、管理を図られたい。(私学・法人課、県南地方振興局、会津地方振興局、障がい福祉課、児童家庭課、県北保健福祉事務所、南会津保健福祉事務所、相双保健福祉事務所、会津若松建設事務所)

を行うとともに、様式の改正等について検討する。「小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務」に関しては、県ウェブサイトマイナンバー収集の目的、添付書類の省略の可否、情報連携が行えない理由及び対応について掲載し、周知を行っており、それ以外の事業についても申請窓口等での申請者に対し、説明を継続するなど周知の徹底を進めている。

(いわき地方振興局)

障害児入所給付費等に関する事務については、情報連携は開始されているが、それにより省略可能な書類が少なく、現時点では負担軽減が見込めないとの観点から、事務を所管する児童家庭課において、従前どおりの書類提出を求めている。

このことについては、児童家庭課と調整の上、申請者への周知方法を検討したい。

(職員業務課)

法定調書作成事務については、庁内共有フォルダや庁内Webに「マイナンバーの取得対象者をまとめた一覧表」や「マイナンバー収集ガイド」を格納し年間を通じて閲覧できるようになっているが、改めてマイナンバーの入手が必要な事案について令和2年5月19日に通知し、所属に周知を行った。

今後定期的(4月及び10月)に周知を行っていく。

(障がい福祉課、相双保健福祉事務所、障がい者総合福祉センター)

障がい者総合福祉センターにおいては、一覧表の作成は完了し、的確に把握できる状態である。それ以外の部署については、詳細な把握ができるよう様式の見直しや、エクセル等による電子データ化を進めていくこととしたい。

(私学・法人課)

法定調書作成事務に係る特定個人情報を含む書類の保存期間を今年度当初に5年間と設定したところであり、引き続き適切に管理してまいりたい。

(県南地方振興局)

今回の結果を受け、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「福島県文書等管理規則・総務部長依命通達」

を踏まえて、次のとおり取扱いを設定した。

- 法定調書記載のために取得した個人番号（提供を受けた個人番号）は、所定のファイルに綴り金庫に保管する。
- 提供を受けた個人番号は、年度ごとに整理し、整理簿に記載する。
- 提供を受けた目的の達成（法定調書記載）に必要な範囲を超えて保有してはならないため、「保存期間を1年」とし、保存期間満了時には速やかに廃棄する。
- 廃棄の際はシュレッダーで確実に処分するものとし、廃棄年月日を記載する。

法定調書作成事務に関して平成29年度以前に収集した個人番号については、上記に基づき廃棄処理を実施した（令和2年3月30日）。

（会津地方振興局）

今回の結果を受け、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「福島県文書等管理規則・総務部長依命通達」を踏まえて、次のとおり取扱いを設定した。

- 法定調書記載のために取得した個人番号（提供を受けた個人番号）は、金庫等鍵付きの場所に保管する。
- 提供を受けた個人番号は、年度ごとに整理し、管理台帳簿に記載する。
- 提供を受けた目的の達成（法定調書記載）に必要な範囲を超えて保有してはならないため、「保存期限を1年」とし、保存期限満了時には速やかに廃棄する。なお、雇用契約等の継続的な関係がある場合には、給与所得の源泉徴収票等作成のために翌年度以降も継続的に利用する必要から、特定個人情報を経営的に保管することができることとされているが、目的達成後は速やかに廃棄する。
- 廃棄の際はシュレッダーで確実に処分するものとし、廃棄年月日を記載する。

（障がい福祉課、児童家庭課、県北保健福祉事務所、南会津保健福祉事務所、相双保健福祉事務所）

県北保健福祉事務所に関しては、法定調書の当該暦年分（1月～12月支払い分）を翌年1月初めに職員業務課へ提出することにより、関連業務が終了となるため、マイナンバー情報につい

- (3) 関係事務のうち法定調書作成事務について、特定個人情報を含む書類の原本を他機関に提出しその写しを保管する場合には、個人番号欄の確実な塗りつぶしを行われたい。(会津若松建設事務所)

4 マイナンバー制度の推進について

- (1) 県がマイナンバーを利用する利用事務、情報連携を行っている利用事務を県民に広く周知するために、県全体の状況について、ホームページへ掲載することを検討されたい。(情報政策課)

- (2) より効率的な情報連携が行えるようにするため、情報連携を行っている機関からその運用状況等を確認する機会を確保し、その内容を踏まえて、国における情報連携システムの担当機関にシステム改修の要望等を行うことについて、検討されたい。(情報政策課)

での保存期間を1年と設定し、管理を行っている。

また、児童家庭課では5年間の保存期間を設定し管理を行っており、その他の障がい福祉課、南会津保健福祉事務所、相双保健福祉事務所では保存期間を明確にし、適正な管理を行う。

(会津若松建設事務所)

監査後、「知事の保有する個人情報」の適切な管理のための措置に関する基準に基づき、本人から提出されたマイナンバー情報については、保存期限を1年とし、手続書類の作成事務を終了した場合、当該年度経過後は適切に廃棄することとして行っている。なお、翌年度以降も継続した賃貸借契約等がある場合には、マイナンバーガイドラインに基づき、書類作成のために引き続き保管を行っている。

また、マイナンバーを記載した公文書については、鍵のついたロッカーに保管後、保存期間終了後、適切に廃棄している。

(会津若松建設事務所)

監査後、臨時事務補助員(令和2年度から会計年度任用職員)雇用時出納室に提出する書類について、保管用の写しをとる際は個人番号記載箇所にカバーアップテープを貼ることで、個人番号が写らないようにしており、不必要な特定個人情報は保存していない。

(情報政策課)

本県におけるマイナンバー利用事務について、一覧をウェブサイトへ掲載する。

また、情報の最新化のための掲載内容の更新、及び県民に広く情報が伝わるようにわかりやすい表現に努めている。

(情報政策課)

毎年6月頃、情報連携の基礎となるデータ標準レイアウトの改訂が国から示される。その際、情報連携を行う機関に運用課題の照会を行い、連携に必要なデータ項目の追加、削除などの要望をとりまとめ、総務省大臣官房個人番号企画室に要望している。

また、情報連携システムの運用に関する課題について、随時、情報連携を行う機関から集約し、国への問い合わせ先である情報共有サイトを通じて国に要望を行っている。